

# ネオリベリズム体制とクィアの主体

——可視化に伴う矛盾——

河 口 和 也

(受付 2013年5月31日)

## はじめに

ここ10年ほどのあいだに、メディアでは同性愛の話題が取り上げられることがめっきり増えてきた。ドラマなどでも、同性愛者（多くはゲイ男性だが）の役柄が（メインではないにせよ）登場したり、また、かつては「やおい」と呼ばれた男性同性愛を取り上げる漫画のジャンルが「BL (Boy's Love)」というポピュラーかつ経済的にも軽視できないほど大きな市場を形成するようになった。

そのあいだのとりわけ顕著な変化としては、「オネエ・タレント」と呼ばれる人たちがテレビではひっきりなしに、バラエティ番組などの領域で出演するようになった。まず、テレビのなかでそのような人たちを見ない日はないし、プライムタイムの番組でもバラエティ番組であれば、必ず一人は出演者として登場していると言っても過言ではない。

もちろんこうした現象は、これまでクローゼットに閉じこもっていた同性愛者がカミングアウトをとおして、社会の中でも目にみえる存在となる過程の一環ととらえることもできる。メディアのなかではなく、日常生活においても、同性愛者の友人がいるという人も増えつつある。また、かつては難しいと言われていた家族に対するカミングアウトも以前よりは行われるようになってきた。

メディアにおける同性愛者の登場と、日常生活における同性愛者のカミングアウトを同列に論じることは避けたほうがよいが、それでも大きな流れとして、社会全体で同性愛というセクシュアリティの可視化が進んでいることは間違いないであろう。このような現象をこれまでの同性愛に対する抑圧からの「解放」、すなわちセクシュアリティに自由がもたらされることであるので、喜ばしいこととして受け取ることもできる。

しかし、このセクシュアリティの自由化というある種肯定的な側面が、社会における大きな流れに連動しているとしたら、諸手を挙げて賛美することも難しくなる。日本では、2000年代に入り、小泉政権の規制緩和の枠組みで問題とされてきたネオリベリズムは、とくに西洋諸国ではすでに1980年代からその傾向を提示するようになっていた。

本稿では、日本で2000年以降、とりわけ小泉政権から具体化されたネオリベリズム的社

会体制のなかで、性的マイノリティ、なかでも同性愛者を中心として、それを取り巻く社会環境がいかにその主体に影響を及ぼし、その主体のあり方自体を変容させていったかに焦点を当てる。そこで注目するのは、2000年代以降急激に議論の的として浮上した性的マイノリティをめぐる人権言説、また2000年代以降メディアにおいて可視的になってきた性的マイノリティの存在に注目し、それがいかにネオリベラリズム的経済体制と関連しているかを素描してみたいと考えている。

しかし、その前に、概括的ではあるが、ネオリベラリズム体制とはどのようなものか、その特徴を含め、さらに西洋、とりわけアメリカにおけるセクシュアリティのポリティクスとネオリベラリズム体制の関連性を若干見ておくことにする。

### 第 1 節 「ネオリベラリズム」とは何か？

近年、ネオリベラリズムについての議論がいたるところでなされるようになり、その内容は多岐にわたっている。それらをひとつひとつ取り上げて説明することはできないので、ここではごく簡単に、また大づかみではあるが、ネオリベラリズムの政治経済体制について触れておくことにしたい。

ここで少し、ハーヴェイにしたがって、ネオリベラルな国家の特徴を見ていこう。ネオリベラリズムが先進資本主義諸国、とりわけアメリカとイギリスにおいて公共政策を統括する新たな経済原理として強化されたのは、1979年といわれている。イギリスではマーガレット・サッチャーが首相となった年である。アメリカではカーター政権であったが、両者は、慢性的なスタグフレーション<sup>(1)</sup>に対する対策として、「競争をうながす流動性をはばんできたあらゆる形態の社会的連帯に戦いをいどみ、福祉国家への関与を削減し、公共事業の民営化をおしすすめ、税金を減らして、私企業主導で海外投資が容易になる土壌を作りだそうとした」のだ。また、こうした政策を象徴する発言として、「社会などというものは無い、あるのは個人とその家族だけだ」というサッチャー元首相の言葉はよく知られている。(Harvey 2005=2007: 16-18)

アメリカでは、同年、連邦準備銀行総裁ポール・ウォルカーが金融政策に転換を迫った。そのころまでは、完全雇用を目標とする「ニューディール」の原則が主流となっていたが、インフレ抑制政策に転じたために、不況と失業問題が深刻化することとなったのである。これもまたスタグフレーションの危機回避のための策だった。その後1981年に大統領に就任したレーガンは、ウォルカーによって行われた政策を踏襲したのだが、規制緩和と減税、予算削減、労働組合と専門家に対して攻撃を加えることで、さらにその政策に対して政治的な支援を与えたのである。(Harvey 2005=2007: 18-19) これは、「レーガノミックス」として知

られている。

このようにして、ネオリベラリズムは、経済政策を推し進める政治政策として、国家にかかわる体制として結実していくこととなる。デヴィッド・ハーヴェイによれば、ネオリベラルな国家とは、「『ビジネスに好適な環境』を作り出し、雇用や社会的福祉の影響は二の次にして、資本蓄積の条件を最適とすること」を「基本的使命」としている、という。(Harvey 2005=2007: 13-18)

このような国家は、資本蓄積のために新たな市場開拓の手段としての共有財産を民営化する。これまで国家によって担われていた、あるいは規制されていた部門（交通、電信電話、石油などの自然資源、公益事業、公営住宅、教育など）が規制緩和の対象となり、その業務が民間に委ねられるようになる。<sup>(2)</sup> その目的は、これらの領域にかかわる資本がより流動化すること、すなわち「柔軟性（フレキシビリティ）」の追求に置かれる。それにより資本の動きは、国内のみならず国外に対しても促進され、その動きを妨げる障壁はできるだけ取り除かれることになるのである。したがって、資本蓄積のためには、グローバルな市場の拡大が目指され、なおかつそこでの資本蓄積の装置はネオリベラルな国家によって独占される方向に向かおうとする。(Harvey 2005=2007: 29)

ネオリベラルな国家では、資本蓄積にかかわる大企業資本家の利害はときの政権と結託するが、それと同時に、金融機関の権威と資力を保証する。経済のグローバル化に伴い、金融市場ではリスクが高まるが、そうしたリスクから金融機関を保護し、それは結果として（資本を保持する）国内のブルジョワ階級権力が強化されることにつながるのだ。(Harvey 2005=2007: 30-31)

ネオリベラルな国家は、民主主義が1970年代の上層階級の権力を脅かし、資本蓄積の障害となっていたことから、反民主主義的な方向に動く傾向にある。そこでは、よりよい政府の形態とは、公私が提携した形、すなわち国家と企業の利益が緊密に連携して協同しあうものであるべきとされる。かつては、国家がルールを作り、それを企業に課していたが、ネオリベラルな国家では、「公私の境界」が曖昧になるために規制される側である企業がルール作りに関与する可能性も出てきて、それにより政策決定過程はますます不透明になる。(Harvey 2005=2007: 31)

資本蓄積に関与する大企業や金融機関が保護される一方で、ネオリベラルな国家は、個人の自由と責任を強調する。とくに、市場における自由と責任には重きが置かれる。個人の失敗は、システムの欠陥とはみなされず、個人の、たとえば企業家としての資質の問題か欠陥としてみなされるのである。ネオリベラル国家では、こうした失敗に対する処方箋も用意されている。それは、1980年代ごろからさかんになってきたあらゆる「権利言説」のなかに見出される。問題がある場合には、「個人」の「権利の問題」として、裁判所を通じて解決す

べしというようになり、そのために人々が利用できる「権利」あるいは「人権」に焦点が当てられるようになる。しかし、こうした「権利」や「人権」に対するアクセスは平等ではない。やはり大企業や資力をもつ個人は、たとえばお金のかかる裁判においても有利となる可能性は高いのだ。(Harvey 2005=2007: 32)

さきほどネオリベラルな国家は、民主主義から遠ざかっていく傾向があると述べたが、それでは何によって主要な行動様式が選ばれていくかといえば、さまざまな権利要求集団によって影響を受けることになるのだ。つまり、選挙で選ばれた主体ではない NGO などが成長し、数も増やしていくというのが、ネオリベラルな国家の特徴でもある。また、そうした NGO は、これまで政府や政権が行ってきた仕事を肩代わりすることで、財政削減に一役買う可能性もある。(Harvey 2005=2007: 32)

ヨーロッパやアメリカなどでは、このように1980年代からネオリベラリズム的な政治的雰囲気広がっていたが、日本については、こうした動きは2000年代以降、とりわけ小泉政権の誕生以降に顕著になってきた。もちろん1980年代初頭の中曽根政権は、国鉄、電信電話公社、日本専売公社の民営化を行うなど、ネオリベラリズムに特徴的な政策を行ったが、当時の日本ではバブル経済が進行中であり、アメリカやイギリスほどにはネオリベラリズムの流れに位置づけられる政策として意識化されていなかったように思われる。90年代以降、バブル経済崩壊とともに、日本の経済状況の長期的な停滞が顕著になった。2001年に小泉政権が発足すると、「構造改革」という旗印の下、明確に先に述べたような特徴をもつネオリベラリズム的な国家政策を打ち出した。(Harvey 2005=2007: 28-34)

このようなネオリベラリズムの体制は、先に述べたように、おもに自由主義経済に関連するものであるが、それは個人の生活あるいは家庭生活にかかわる社会政策にも反映される。したがって、セクシュアリティが位置づけられる私的な生活にもこうした政策の影響は深く及ぶようになるのだ。そして、国家や政府は、自己統治する主体が正常な(規範的な)責任ある市民になることができるようにする役割をもつようになる。したがって、ネオリベラリズム体制は、社会統制の新たな形式でもあるのだ。

## 第 2 節 セクシュアリティのポリティクスとネオリベラリズム体制

さて、こうした現代社会における体制は、セクシュアリティをめぐるポリティクスに影響を及ぼしている。欧米で1960年代後半ないし70年代初めから始まったレズビアン／ゲイの解放運動では、当時の社会体制に対して批判的な主張を掲げて、セクシュアリティにおける差異が焦点化されるようになった。同性愛と異性愛は異なるセクシュアリティであり、またそうした差異によりアイデンティティを構築し、さらにはコミュニティが形成されるように

なったのである。そうした過程において、セクシュアリティは可視化するようになってきた。

ネオリベラリズム体制が、セクシュアリティの領域に影響を与えた例として、まさしくネオリベラリズム体制が世界で主流化するようになった1980年代初めのエイズの問題がある。エイズが問題となるのは、ちょうどアメリカのレーガン大統領が就任した1981年であった。当初、エイズはマイノリティ、とりわけ性的マイノリティやエスニック・マイノリティなどの病気と考えられており、差別意識なども相まって、対処のための施策が大幅に遅れたと言われている。とりわけエイズ予防の文脈では、HIV感染を減少させるために、個人がセーフターセックスの規範を内面化することが求められた。すなわち、HIV感染を社会に拡大させないように、個人個人で予防するという規範を内面化すること、それは社会統制の一部をなすことになる。アメリカにおけるレーガン政権期に始まったエイズ問題は、もちろん政策における不作為によってその拡大をもたらした。しかし、レーガン政権期におけるネオリベラリズム的体制を考えると、それはエイズ問題を放置したり、ただ単に同性愛やその他のマイノリティをエイズ問題から排除したのではなく、エイズ問題にかかわる行動する主体を、国家や社会の仕組みに巧みに適合させることによりネオリベラリズム的に変容させていったともいえるのである。

アメリカでは、こうしたエイズ問題は現在でも議論的となっている同性婚の問題に通じていく。エイズが深刻化していくと、たとえば医療現場で合法的なパートナー関係にないことや、結婚という国家的な承認を得ていない関係であることによって、面会や看護などを拒絶されたり、またパートナーの死後遺産相続の権利が行使されなかったり、同居していた住居から追放されたりするというケースが問題化した。そのために、同性どうしのパートナー関係の制度化や同性婚の要請が同性愛者やコミュニティのなかから高まってきたのである。こうした状況のなか、レズビアン／ゲイの運動は、「市民としての権利」を追求するようになってきたともいえる。

したがって、1990年代に欧米で進められる同性愛者の運動は、新たな形の性の政治を具体化する方向に進められた。それは、差異を強調する運動ではなく、主流化をめざすというものである。そうした主流化の運動は、(異性愛者との)「平等」を求め、市民権を要請するものとなるのである。

### 第3節 性的マイノリティをめぐる人権施策とその言説—市民であるということと関連して、そして「趣味」としての同性愛

国連が、1995年から2004年までを、人権教育と啓発に取り組む10年と定め、「人権教育の

ための国連10年」としたのを受けて、日本政府は97年にこの「国連10年」に関する行動計画を策定し、また、地方公共団体に対して国連決議の主旨に沿った具体的な取り組みの実行を期待した。<sup>(3)</sup>

こうした動きのなかで、元東京都知事であった青島幸男は1999年2月に「人権施策推進のあり方専門懇談会（以下、「専門懇談会」）」を招集した。そのなかで専門家により懇談会を設置し、およそ1年にわたる議論やヒアリングなどを経て、2000年1月に最終的な提言を青島知事のあとの石原東京都知事に対して行った。これが、「東京都の今後の人権施策のあり方について」という提言である。この提言では、同性愛者、性同一性障害を持つ人、インターセックスといった性的マイノリティへの人権施策の必要性が明記されていた。

専門懇談会から出された提言は、のちに都庁内部での人権指針策定に向けた議論を経ることとなったが、指針骨子では結局、「性的マイノリティ」という文言は残されたものの「同性愛者」という言葉は削除されていた。その理由として、ひとつは「同性愛者の人権を〔人権指針〕に」含めることには都民の理解が得られていないこと、もうひとつは、「人権指針策定準備以前に、ニューヨークで開催された「国連女性会議」でも、同性愛者の人権が文書に盛り込まれなかったなど、国際的に評価が固まっていない」ということであった。

都庁内部の「同性愛者」削除の一番目の理由は、同性愛者の人権（擁護）について都民のコンセンサスが形成されていないというものだ。<sup>(4)</sup>

東京都によって持ち出された、人権指針骨子からの同性愛除外の根拠は、市民による合意と国際社会における合意とで、それぞれ関連する領域は異なるが、いずれも「合意形成」（の不足あるいは欠如）にかかわるものであることで共通する。それでは、都民のあいだでも国際社会でも、同性愛者の人権が一般的なものとなり、多くの人びとがその重要性を認識し、合意することになれば、問題なく同性愛者の人権が条例や指針にすんなりと含まれるようになるのだろうか。そのあとに生じた問題を見てみると、原因は単に合意形成の問題ではないことがわかる。

2000年7月17日の朝日新聞は、「同性愛者の人権 揺れる」という見出しで、東京都が人権指針から同性愛を削除したことを報じている。それによれば、都の担当者が作成した原案では同性愛者も人権施策の対象として盛り込まれていたのだが、庁内で意見を集約する際に反対論が出てきたというのだ。その反対意見とは、「好みや趣味で同性愛を選ぶ人もいる。人種や性別など『生まれ』による差別と違うのでは」とか、「人権概念として未成熟。都民に理解されない」などが挙げられていた。このように庁内の意見調整の段階で人権指針から同性愛が削除されたことを受けて、石原慎太郎東京都知事（当時）は、「特殊な性状もっている人は見た目ではわからないから、どういう形で人権が擁護されるケースがあるのか想像が及ばない。実感に乏しい問題だ」として、さらにこの問題について再検討することを約

束した。

「人権施策」を策定するひとつの目的は、人権の守られていない人たち、あるいは人権侵害にさらされる可能性のある人たちの擁護であるはずだ。しかし、東京都庁内では、「同性愛そのもの」に対する意識・意見を「合意」の基準としている。逆にいえば、社会のなかで同性愛が容認できるような対象となれば、そもそも人権施策の対象とする必要はなくなるはずである。その意味で、「合意形成」の主体はつねに多数派であるといわざるをえない。また、「好みや趣味で同性愛を選ぶ人もいる」ので人権概念にはなじまないのではないかという意見は、自己の選択によって同性愛になったのだから、それによって社会生活における困難に直面してもしかたがないという、ある種の「自己責任論」を含んだものである。そして、同性愛を「好み」や「趣味」という私的な領域に位置づけようとするものでもある。

しかし、さらにこの意見の裏側奥深くに潜在している意識を推測すると、「趣味で選ぶことができる」ほど同性愛者になるのは容易であり、したがって、同性愛と異性愛の境界などすぐさま越えることができるものもあることを暗に含んでいるようにも思われるのだ。同性愛が生まれによって決まっているという確証があれば、同性愛者でない人たちは安心できる。しかし、そうした確証がないところでは、つねに自分が同性愛になってしまう不安を抱え込むことになる。ホモフォビア<sup>(5)</sup>が、単に偏見や差別意識だけではなく、その背景にこうした個人の不安や恐怖を潜ませたものであることは、すでに多くの論者が論じてきた。<sup>(6)</sup>

石原都知事による「特殊性状をもっている人は見た目ではわからないから、どういう形で人権が擁護されるケースがあるのか想像が及ばない。実感に乏しい問題だ」という発言は、一面では同性愛者の不可視化の問題を言い当てているように思われる。同性愛者は言わなければどこにいるかわからないし、同性愛者であると言ったところで、それを証明する客観的な術もたないのである。しかし、何かの施策をする場合には、その対象が可視的な存在であり、そうした対象がどのような困難に直面しているか、具体的に明らかになっていなければならない。対象の可視性や問題の具体性が実感されないと、都知事は言っているのである。こうした発言は、最終的には同性愛と異性愛の境界線を目に見えるようにすることを求めているようでもあり、その境界線によって、少し前に述べたような同性愛と異性愛の境界線が曖昧な状態のままであることに対する不安を解消しようとしているかのようにも思える。

都庁内の議論の経緯の結果、最終的には2001年11月に、「東京都人権施策推進指針」がまとめられた。「東京における人権問題の状況」を述べる部分で、人権施策を行なう必要のあるカテゴリーが列挙され、現在の人権状況について述べられている。「女性」「子ども」「高齢者」などが挙げられた最後に、「その他」のカテゴリーとして、性同一性障害者と同性愛者について言及されている。その部分を少し長くなるが引用しよう。

「性同一性障害のある人々などに対する偏見があり、嫌がらせや侮べつ的な言動、雇用面における制限や差別、性の区分を前提にした社会生活上の制約などの問題があります。また近年、同性愛者をめぐって、さまざまな問題が提起されています。」

(<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/hokanko/12shishin.pdf>)

このように東京都人権施策指針は、性同一性障害とならんで、同性愛者についても触れているが、明らかに性同一性障害をめぐる問題について具体的な状況を簡単にではあるけれども盛り込んでいるのと比較すると、同性愛者の直面する問題については、「さまざまな問題が提起されている」というニュアンス程度でとどめられている。

「市民」という定義のなかに、これまで異性愛以外のさまざまな性的欲望のありかたが含意されることはほとんどなかったなかで、異性愛以外のセクシュアリティにかかわる欲望や指向性を組み込んで行くことはとても困難であったが、そうしたことを政治的課題として語るのは、ジェフリー・ウィークスである。かれは、「性的市民 (sexual citizen)」という言葉で、「われわれのもっとも親密な生活とより広い社会への参画の『混成的な存在』であり、そこでは市民であることの契機が市民の権利に対する主張と同時に生起し共存する」としている。(Weeks 1998: 35) ウィークスによるこの説明は、親密な生活によって規定され、確保される性的な領域は、従来は「市民であること」あるいは「市民権」の領域とは区別され、私的な領域として区別されていたことを物語っている。つまり、セクシュアリティは公的な施策が及ばない私的な領域に「趣味」として位置づけられる限りで認められるだけで、公的な市民生活の一部としては承認されていないものなのだ。そして、区別され相容れなかった二つの領域を結び付けようとした用語であるとも考えられる。したがって、そうした従来相容れなかった二つの異なる領域を結びつけるためにも、また、セクシュアル・マイノリティが自分たちのセクシュアリティの市民権としての承認を得たいのであれば、ウィークスの言うように、市民の権利に対する主張を行う必要がある、自分たちで声をあげなければならないということになる。

しかし、他方で、こうした権利として確立することは、国家に対する権利要求を前提として含んでおり、同時に国家による承認を意味している。シェイン・フェランは、「完全な市民権というものには……人が国家により法的な承認をもって認められるということであり、そうした承認には、このような権利、要求、権威、地位を守ることを主体的に喜んでするということが含まれている必要があるので、単に見えているだけでは不十分なのである」と述べている。(Phelan 2001: 15-16) フェランの言葉が示唆するのは、文言として掲載されることをとおして可視的になっているだけでは、「市民であること」の条件としては不十分であるばかりでなく、国家や制度からの承認を得るためには自発的に規範に従わざるを得なくなるといった必要性をともなっていることである。

#### 第4節 「商品」としてのセクシュアリティ—消費主体となる性的マイノリティ

先述の東京都人権指針の策定の際、庁内意見として同性愛を削除することになったときに、専門懇談会の委員からは、削除に対する反論の意見が出された。その意見は、朝日新聞の『同性愛者の人権揺れる』と題された記事に掲載されているので引用しよう。「同性愛者が削除されたのは大変遺憾である。首都東京として、人権面でも国際的な水準が要求されるのに、才能豊かなマイノリティの人たちに、働きにくい都市だと敬遠されると、経済的にも悪影響が出る。」（『朝日新聞』2000年7月17日朝刊）このような論調である。同性愛者の人権も盛り込むべきだというふうに、同性愛をサポートしている専門家の意見である。

ここでは、同性愛者が（すべてではないにせよ）「才能豊かなマイノリティ」として描き出されている。そして、「才能」の持ち主であるマイノリティ、すなわち同性愛者が労働することによって東京という都市に対して経済的貢献ができなくなると東京の経済発展にとってネガティブな影響が出るというのだ。ここでは、明らかに同性愛者が経済的主体とみなされていることがわかる。そして、マイノリティの「人権」は、こうした才能豊かなマイノリティがその才能をいかんなく発揮できるようなセーフティネットとしてとらえられているのだ。<sup>(7)</sup>

日本国内においても、このように同性愛者や性的マイノリティを経済的な文脈でとらえる動きが、2000年以降に出てきたことは確かである。2007年2月の『日経ビジネス』には、「巨大市場『LGBT』とは一年間6兆6000億円、同性愛者の国内市場」という見出しで、日本国内でも同性愛者の消費市場の存在をアピールする記事が掲載された。この記事のもともとのきっかけは、「パジェンタ」というポータルサイト運営会社が2006年10月から運営する自社の性的マイノリティ向けの会員情報サイトをとおして、同年11月に行った質問調査の結果が出されたことである。この調査は、約4万人に対して行われ、その結果、日本での同性愛者数を約274万人と推計した。この結果から、消費ベースの市場規模を算出すると6兆6423億円になるという。

これほど大きな消費市場を性的マイノリティが形成する理由のひとつとして、かれらが無視できない消費の質を有していることを挙げている。「一般に、LGBT層はデザイナーや芸術関係など創造性の高い仕事に就いている人が多く、流行やファッションに対する感度が高いとされている」ために、「気に入れば値段が高くても積極的に買い、特定ブランドやメーカーの優良顧客になる傾向が高い」のだと説明している。もうひとつの理由は、性的マイノリティは子供を持たないというライフスタイルを選択することが多いため、生活必需品の購入以外に自由に使うことができる可処分所得が高いことであるとしている。（細田 2007）

2007年2月の記事は、1ページほどの短いレポートであったが、その後同年4月に同じく『日経ビジネス』が、「LGBT—眠れる市場を掘り起こせ」という見出しの下、性的マイノリティのマーケットへの注目を大々的に取り上げる12ページにもわたる特集記事を組んだ。第一のセクションでは、「動きだす6兆円ビジネス」と題して日本でも潜在するLGBT層を開拓し、新たなマーケットにつなげる方向性を模索せよという論調である。しかし、まだ実際にはマーケットとして目に見える取り組みが行われていない日本国内の状況に関してはデータが少ないのか、第二のセクションでは、アメリカ合衆国での取材内容を報告している。「優良顧客を狙い撃ち」と題して、アメリカ国内では購買力が81兆円とも推定されているLGBT層の顧客の争奪戦が始まっていることや、実際にそうした取り組みをおこなっている企業やその戦略などを紹介している。そして、第三のセクションでは、企業の作る商品だけでなく、企業の組織体制や質にも目が向けられている点などに言及されて、なかでも企業内の多様性に敏感になり、それをうまく企業経営に結びつけていくような「ダイバーシティ」についても取り上げている。<sup>(8)</sup> (山田・細田・篠原 2007)

欧米では1970年代以前に、また日本では1990年代以前には、同性愛者は「病的」な存在としてイメージされていた。ここでは、性的マイノリティはそのような時代にイメージされた「病的な」主体ではなく、生産者や消費者の主体として構築されている。ただし、注意しなければならないのは、性的マイノリティの実態が、ここで触れられているように、実際に経済的な資源や潜在力をもつひとばかりではないことである。その点に関して、M.V. リー・バジェットは、こうした見方は、職場におけるホモフォビアを軽視し、本質主義にもとづく同化主義的なアイデンティティ・ポリティクスを強調する傾向にあると警鐘を鳴らす。(Badget 1997) つまり、それは、たとえば「ゲイは芸術的な才能に秀でている」とか、「レズビアンは知的で裕福な階層である」というように、ある種の本質を規定するような方法で、同性愛者というアイデンティティがあたかも経済的に社会にとって必要であり、また社会に貢献しているという感覚を生み出し、育んでしまうことに対する警鐘である。また、そうしてしまうことにより、とくに経済的な生活の場である職場におけるホモフォビアが隠蔽され、水面下に放置されてしまうことも危惧しているのだ。<sup>(9)</sup>

アイデンティティにもとづく消費の増大と、消費者的市民としての性的マイノリティの可視性の増大は、それらに伴う政治的組織化を促進し、新しい専門的なキャリアをもたらしもした。ペギー・フェランは、次のように言う。「可視性の政治は新たな市場に対する資本主義の容赦ない食欲と融和する……そこでは、生産的である限りは歓迎されるのである。可視性の生産と再生産は資本主義の再生産労働の一部でさえある」(Phelan 2001:11) フェランの主張を同性愛者に当てはめてみると、同性愛者が生産し、消費することのみならず、同性愛者が見えること、つまり可視的であること自体が商品としての価値をもち、それが経済活動

の一部を成しているということもできる。したがって、スペクタクル（見世物であること）が重要視され、可視性が資本と結びつくような社会においては、同性愛者のイメージは、それがイメージや商品の目に見える消費者となる限りは、積極的に生産されることになる。つまり、消費者であるというイメージそのものが生産につながることもあるということだ。

このようなイメージや商品の生産において、重要な役割を果たしているのは、メディアである。なかでもテレビの役割は大きいといえる。

『日経ビジネス』のLGBT市場に関する記事が掲載された1年前の2006年に放送が始まった『オネエMANS』という番組がある。これは、日本国内で先に述べたような意味で性的マイノリティのアイデンティティの商品化を実践したさきがけと言えるだろう。その番組のウェブサイトには次のように書かれている。

「おネエ言葉をあやつる各界のカリスマ達が大集合！ 超未来型カリスマSHOW おネエ★MANS!! おネエMANSとは、男なのに男じゃない 女性よりも女性らしい、超未来型人類、カリスマを持った才人たちのこと。その独自のセンスで、世の中にステキな情報をどっかんどっかん発信！ 普通の人代表：MC 山口達也は、おネエMANSのパワーに驚きながらも、その魅力をひきだし、自身も世の中の最先端情報を学んでいきます。おネエMANSがハッピーな魅力を大放し！世の女性をキレイにし、見る人すべてをしあわせな気持ちにしてくれる新番組！ どうぞよろしく！」

(<http://www.ntv.co.jp/one-mans/program/index.html>)

ここに書かれているように、番組ではいわゆるゲイ男性やMTFトランスジェンダーが出演し、自分の専門とする特技の領域で、ライフスタイルや生活情報などについてトークを繰り広げたり、その内容を実践をして見せたりする。ウェブサイトの説明を読むと、出演者は「カリスマ」と呼ばれ、独自のセンスを磨いている「才人」とされている。そうした「才人」による「最先端」の生活情報を視聴者は学んでいく形式をとる。女性をおもな対象にしているために、ここで発信される情報は、メイクの方法や化粧品、さらに料理やダイエット、ファッションに関するものがほとんどである。2006年10月7日から放送が開始され、当初は日曜日の昼間が放送時間であったが、2007年10月23日からは、ウィークデイ（日本テレビでは火曜日）の19時というゴールデンタイムの時間帯に移行した。2008年度の流行語大賞に「おネエMANS」がノミネートされ、同じ年には18%近い最高視聴率を記録するなど、ある種の社会現象といえるほどにもなった。なお、この番組の放送は、2009年3月10日に終了している。

東京都の人権指針策定の際に、人権として認める必要性を説く専門委員の「才能豊かなマイノリティ」というイメージは、この番組における「カリスマ」たちの存在やかれらが作り

出すイメージと響きあう。カリスマたちは自分たちがもつ情報や感性をテレビ視聴者に伝えるが、そのときに伝えられるのは、「男なのに男じゃない、女性よりも女性らしい」、いわゆるジェンダー規範を逸脱した「おネエ MANS」の「ライフスタイル」や「センス」である。「美美美美フォーアフター」というコーナーは、「おネエ MANS」らが女性芸能人を「キレイにしよう」と企画であるが、そのターゲットの多くは女性お笑い芸人であり、一般的には「女性性」の「美」の規範からはずれた存在とみなされている女性たちである。ここでは、カリスマたちの才能は、女性をキレイにすること、すなわち女性の「美」という社会的な規範にそこから外れた女性たちを適合させるために、利用される。カリスマたちの発言や情報は、すでに差異をもつことでひとつの「ブランド」とされており、そうした「ブランド」はその言葉をハイパーリアリティにおける商品、すなわち「ハイパー商品」として流通させる。「ハイパー商品」とは、たとえば「ソニーの電化製品だから良質だ」とか「レクサスという車種をもっていると富裕の証しだ」というふうに、一般的に商品は使用価値から交換価値へと転換されるが、ブランド化された商品のように、記号的な価値が前面に押し出されてくる商品である。カリスマたちの発言やかれらからもたらされる情報は、かれらが言うから間違いはないとか価値があるというふうに視聴者には認められることになるのである。このようにして、カリスマたちのライフスタイルへの提言や情報は、ひとつの商品として流通することになる。

また、このようにしてカリスマたちのライフスタイルの提言や情報が商品化されるかげで、かれらのセクシュアリティの側面は徐々に消し去られていく。番組内で、かれらは性にかかわる発言をすることはなく、自らの性的な生活について言及することはほとんどない。もちろんプライムタイムの放送ということもあり、放送の規制的側面などもあるだろうが、基本的にかれらは性的な部分を取り除かれた形で表象されているのである。

かつてミシェル・フーコーは、『ゲイ・ピエ』というフランスのゲイ雑誌のインタビューのなかで、「それなりに鋤き均された社会は、これら [同性どうしの関係あるいは同性愛] に場をあたえてしまった場合、もろもろの結合関係が形成され、予期されぬもろもろの力線が結ばれることをどうしても恐れるわけなのですが。私は、こうしたことこそが同性愛を『当惑させるもの』にしているのだと思います。性行為そのものよりも、同性愛的な生の様式の方がはるかに。法や自然に適合しない性行為を想像することが、人びとを不安にするではありません。そうではなくて、個々の人間が愛しあい始めること、それこそが問題なのです」と語った。(フーコー 2001: 373) このフーコーの言葉は、同性愛をその性的欲望のみに還元されないものとしてとらえ、むしろそうした欲望をとおして結ばれる人々の関係性こそが社会においては問題とされる（あるいは恐れられたり、人びとに不安をかきたてる）と示唆している。ここでは、同性愛の欲望それ自体の存在ではなく、そこから形作られ

る関係性が、異性愛体制に対する攪乱的性格をもたらすと述べられているのだ。その意味では、『おネエ MANS』に登場するカリスマたちは、もともとセクシュアリティによって性格づけられていながらも、それに矛盾するようだが性的な部分から遠ざけられた存在であり、同性どうしの関係性を暗示しない、ある種個人化された存在ともいえる。

このような個人化をとおして、異性愛者と同じように、カリスマたちの性的な部分はプライベートな空間に位置づけられ、たとえば女性の規範化を促進するという公的な使命を果たしつつ社会に貢献できるような側面が、異性愛体制を維持するのに利用されるのである。これはひとつの規範化と見ることができる。マイケル・ウォーナーによれば、「こうした規範化は、おもに「浄化」あるいは「ジェントリフィケーション」のプロセスをとおして達成され、そこでは、レズビアンや、さらにいっそう、ゲイ男性は脱性化された規範的市民として作り直される」という。<sup>(10)</sup>「そして、それは、適切な場所と責任という規範をとおしてレズビアンとゲイ男性を家庭内の環境へと移しかえるような性的アイデンティティと性的活動の空間的差異化という変化をとおして可能となるのである。」(Warner 1999) 規範化とは、差異、それも「否定的な」価値によって規定されていた特性を減じたり、そぎ落としたりすることによって説明でき、またそうした規範化をつうじて、個人は社会に組み込むことができる「市民」とみなされるようになる。性的マイノリティは、それを規定していた性的側面を可視化せず、支配的な文化的価値や規範にしたがうことで経済的領域に参入していくことができるのである。

ここで見られるように、脱性化された出演者によるライフスタイルやその情報の提示によって、視聴者はそれらを受容しやすくなる。異性愛者と性的マイノリティの差異を決定づけるものが、そぎ落とされていることにより、視聴者は障壁なく提言を受け入れることができるようになる。

こうした規範化によってもたらされる効果は、カリスマと視聴者の両方をネオリベラリズム体制になじむ主体に変えていく。つまり、出演者としてのカリスマたちは、自分の行動や振る舞いが「ジェンダー規範を逸脱している」とみなされた存在であるがゆえに、そうした「存在」になっているかどうかつねに気にしなければならない。つまり、自分がどれだけ、規範的なジェンダー・イメージから外れており、だからこそどれだけ規範的なジェンダー・イメージに近づけるように努力をしているかを演出して見せなければならない。つまり、「どれくらいほんものの女性から外れていて、それにもかかわらずどれくらい女性よりも女性らしくなっているか」をつねにチェックしなければならないのだ。他方、カリスマの提言を受け入れる視聴者（ほとんどが女性視聴者であると思われる）は、カリスマたちを自らの鏡として、自分がジェンダー規範につねに従っているか、逸脱していないかを判断し、チェックしていなければならない。こうしたチェック、いわゆる監視は、つねに「自発性」

と自らの「努力」によってなされることになる。「美しい女性になりたいなら、自分で努力するのは当たり前」というような、女性雑誌をめくればすぐに見つかりそうな言葉が思い出される。「おネエ MANS」の「カリスマ」たちからも視聴者女性に向かって「あなたたちは女にあぐらをかいているわね。もっと頑張って女らしくなるよう努力しなきゃだめよ」という声がどこからか聞こえてきそうである。そして、自分で自分を見張ること、すなわち「自己管理・自己監視」する主体は、つねに自分の行動に責任をもち、そうすることがゆくゆくは社会的なリスpekタビリティにつながっていく。「尊敬される (respectable) 自己」は市民社会において評価され、そうした社会に包摂されるひとつの条件である。

### 第5節 「市民」の外部

2000年2月に東京の夢の島緑道公園で、男性が頭から血を流して死んでいるのがジョギング中の通行人によって発見された。警察の調べで、その男性は30代で、頭や顔を殴打されて死亡したことがわかった。数日後、その公園の近くに住む(当時)14歳と15歳の少年らと25歳の男が強盗殺人の疑いで逮捕された。犯行目的は「遊ぶ金ほしさ」によるものと報道され、犯人らは殺された男性のポケットから現金8000円あまりを奪ってもいた。

この事件は、当時問題となっていた「凶悪化する少年犯罪」という枠組みで解釈されることが多かった。事実、メディアのほとんど(テレビや新聞)は、未成年による「凶悪犯罪」のひとつとしてこの事件をとらえていた。

しかし、そうした見方とは異なり、事件の背景として夢の島公園が男性同性愛者の集まる場として知られていた事実に言及する報道もあった。すなわち、「ホモ狩り」と呼ばれ、同性愛者を標的とした強盗殺人であるという可能性を報じたのだ。それまでも公園などで、同じような同性愛者を対象とする暴力行為や殺人が行われてきたにもかかわらず、同性愛者がカミングアウトできないこと、そしてそうした事情からホモフォビアによる犯罪と認定できないことなどを理由に隠蔽されてきたのである。こうした状況からすれば、その時の報道はこれまで語られてこなかった事実の一端を明るみに出す効果をもったともいえる。

他方で、同性愛のこのような可視化は、被害者のプライバシーを暴き立てることで読者や視聴者の好奇心のみに働きかけてしまい、差別による事件をいわゆる「スキャンダル」に引き合わせてしまう危険性もはらんでいた。

この事件では、被害者が同性愛者であるか否かにかかわらず、法廷で述べられた犯人らの供述調書などによれば、同性愛者を標的とすれば警察に訴えることはないということを承知で犯行に及んだことがわかっている。したがって、この事件では背景に根深い同性愛嫌悪が存在していることは明らかである。しかし、ここでは、この事件をネオリベラリズム的な視

角から考えてみたい。

当時、インターネットではこの事件に関する様々なコメントが飛び交った。この事件の報道に接して、ゲイのなかには、被害者の死を悼むもの、そして、やはり公園など野外に集まることに対する恐怖を表わすものが多くあった。しかし、以前からサウナなどのゲイが集まる場所は存在していたが、当時ゲイがセックスをする場所としてマンションなどの一室をセックスする場所として提供するビジネスが都市部を中心として展開されていた。そのためもあり、公園など公共の場所でセックスすることに対する批判的な意見も出てきていたのである。このような意見には、公共の場でのセックスはゲイ全体のイメージを悪化させるとか、公園でセックスをするということは被害にあうことを承知で行っていることなのでそれは自己責任の範疇のものであるというものもあった。

こうした意見は、セックスをプライベートな領域に位置づけられるべきものとしてとらえることができ、公私の境界線を越えてしまったものに課される社会的な制裁を認めるものとして解釈できる。そして、「正常な市民」であれば、公共の場所でセックスをするようなことはない。もちろんセックス行為そのものが問題とされているのだが、おそらく、ここではセックスそのものだけが問題の核心ではない。ここでなされている被害者に対する批判は、公共の場でセックスをすることによってもたらされるリスクに対する自らの備えを怠ったということ、すなわち自分の責任を果たしていないことに対する非難なのではないか。

かつてであれば同性愛者は出会う場所がなく、公園などで実際相手やセックスの相手を探していた。しかし、セックスする場所として、料金を払う必要はあるものの、室内で「安全に」セックスをする施設が出現した。つまり、それはセックスの場所の選択肢が増えたことになり、制約されたものではあるにせよ、それはセックスの自由の拡大ともいえるものである。このように選択肢が増え、選択できるようになれば、その選択には必ず責任がともなってくる。<sup>(11)</sup>

市民的な行動規範には、その場に適した行動様式が求められ、それに従って社会は常に自分自身を統制管理している主体を市民的な主体として認める。先に述べたカリスマのように脱性化され、経済的な消費活動に貢献する人は「良い市民」として社会に迎え入れられる反面、公共の場でセックスをすることで市民的秩序を乱す人は「悪い市民」としてレッテルを貼られるか、あるいは市民カテゴリーの「外部」に放逐されることになるのだ。

## 結びにかえて

これまでネオリベリズムの社会体制のもとで、性の政治がどのように変容し、そのなかで性的マイノリティの主体がどのような影響を受けるのかを見てきた。

とくに日本では2000年以降に、性的マイノリティをめぐる人権について議論され、実際の行政施策にも組み込まれるようにもなった。しかし、この場合、人権言説が生み出されることにより、そのカテゴリーは可視化されることになるが、他方で、そのカテゴリーを支える基盤やそれに付与される意味により、公的な領域ではなく私的な領域に位置づけられてしまうことにもなってしまふ。すなわち、同性愛というカテゴリーが個人の「趣味」や「好み」に還元されてしまうということになるのだ。

それはネオリベラリズムの社会体制が、個人化を促進し、個人の「自由」と「責任」を追求することを特徴としていることに対応しているのではないだろうか。ただし、「自由」と「責任」に関してもすべての人に平等に与えられ、また課されているわけではない。経済体制の維持にとって機能する個人には、権利としての「自由」が与えられるが、そうした経済体制に寄与しないとみなされてしまうものには、その権利は付与されないのである。そこでは、市民としての地位を得られるものと、その地位から除外されるものが選別されることになるのだ。

同性愛に対するネオリベラリズム的対応の中心には、差異の承認と維持が存在しているが、それは同時に、「まっとうな市民」になることにより、セクシュアリティの側面を捨象することで、同性愛と異性愛の差異を減じるようにしていくことも要求される。というのも、脱性化されたセクシュアリティは、ネオリベラリズムの社会体制では、市民にとって望ましい商品となるからである。

おネエ MANS に登場するカリスマたちは、ラフスタイルに関する情報を提供する機能を果たしていた。そこでは、かれらは専門化された知識の伝達者となっている。ライフスタイルに関連する知識は、家庭内作業や仕事に関連する傾向にある。それも女性という、かつて「家庭を守る」ということを強いられていた女性たちに、その管理の仕方や振舞い方を伝授していくことは、ネオリベラリズムの社会体制が、公的福祉を減じる方向に向かい、その代わりに各個人に家庭におけるケアを負わせることと無縁ではないかもしれない。このような状況をみると、メディアをとおしたゲイの可視化やその「才能」の受容や伝授はつねに規範化と表裏一体であるといえるだろう。

そして、クィア研究という学問がレズビアン／ゲイ・スタディーズというアカデミズムにおけるある種の可視化の過程と無関係ではないとすれば、つねに、こうした知識の生産は社会体制における規範化と結びつく可能性をはらむことになる。

#### 註

- (1) スタグフレーションとは、不景気、停滞を意味する「スタグネーション (stagnation)」と価格高騰を意味する「インフレーション (inflation)」による造語で、経済活動が停滞している、すなわち不況の状態であるにもかかわらず、物価が慢性的に上昇していく状態のことである。

- (2) 日本では、民営化という国鉄のJRへの、日本専売公社のJTへの移行が知られているところであるが、ネオリベラリズムともっとも関連深いものとしては、小泉政権時、2007年に行われた郵政民営化が有名である。
- (3) 日本政府による国内行動計画は、人権施策を必要とする具体的なカテゴリーを「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」「その他」とし、そこではとくに性的マイノリティについては具体的な言及はなかった。
- (4) このときに東京都が依拠したデータは毎日新聞によるものであったが、これは同性愛者団体自身が、同性愛者に対する人権の必要性を示すために提示したデータであった。つまり、「同性愛を容認できない人が都内でも約70パーセント存在する」というデータにより、まだまだ同性愛者が差別にさらされる可能性が存在する、すなわち人権を侵害される可能性が潜在的にあるということと同性愛者団体が示そうとしたのだ。それが、東京都によって、コンセンサスが取れていないという事実として、別の形で解釈されてしまったのである。
- (5) ホモフォビアは「同性愛嫌悪・恐怖症」と訳されるが、同性愛者に対する恐怖心、否定的な態度や偏見、差別的な行為や社会的構造をあらわす。最初にこの言葉を使ったジョージ・ワインバーグはその著書『社会と健康な同性愛者』で心理的状态や行動を一種の「恐怖症 (phobia)」として見なした。しかし、こうした状態を「恐怖症」と見なすことは、異性愛社会に対するひとつの対抗ではあるものの、同性愛が「病理化」されてきたのと同様に、また新たな病的カテゴリーを作り出してしまふ可能性を孕むとの批判も提起された。近年では、この用語は同性愛を恐怖・嫌悪・忌避する異性愛者という個人を指すのではなく、同性愛に対する差別・抑圧・偏見の社会的構造や要因などを指すことがほとんどで、学問的にも心理学だけではなく、社会学、人類学、文学をはじめとする様々な領域で使われている。
- (6) 1979年のアメリカ映画『クルージング』は、ニューヨークのアンダーグラウンドなゲイのナイトクラブに出入りしている人が連続して殺害される事件を描いている。殺害の前には姿の見えない殺害犯が必ず You make me do this. (お前が私にこうさせる：自業自得だ) と言って、ナイフでゲイを殺していくシーンが同性愛嫌悪的であるとして、同性愛団体による上映反対運動も起きた。殺害事件の捜査に当たっている刑事(ロバート・デニーロ)が犯人捜査のためにゲイに扮してナイトクラブに出入りするのだが、結局映画は捜査に当たった刑事までもゲイになってしまったかのような描き方がなされている。まさに、ゲイのセクシュアリティが異性愛者だと思っている刑事に「感染」してしまったかのように。ここでは同性愛の感染の隠喩が使われ、同性愛と異性愛の境界が確固としたものではないことをうかがわせ、そうしたことが殺人にまでいたるような同性愛嫌悪を生み出していることが描かれているのである。結局映画では、ゲイを殺害する犯人の姿は最後まで不可視であり、それが誰であるかも明かされないまま幕を閉じる。これは今から30年以上前に製作された映画のシーンにおけるホモフォビアであるが、同性愛と異性愛はそれほど区別されるものではなく、むしろ「異性愛者」のなかにも潜在的な同性愛的欲望を近代のイギリス文学の有名な作品のなかにも読み解くイブ・セジウィックによる『男同士の間』は、重要な研究のひとつである。
- (7) アメリカでは、リチャード・フロリダなどが「クリエイティブ・クラス」として、創造性を有する新たな経済階級が台頭していることを論じている。フロリダは、ゲイやボヘミアンなどが多く居住する都市は多様性に対する寛容性が高く、そうしたことから創造性をもたらず基盤を備えている傾向が高く、それは経済成長につながっていくと論じる。もちろん、フロリダはゲイ＝クリエイティブというような単純な関連を提示しているのではないが、こうした論調も日本の都市経営や都市行政に携わる専門家にとっては影響しているのかもしれない。
- (8) 「ダイバーシティ・マネージメント」として知られているが、これはジェンダー、人種、性的指向などさまざまな人材を企業経営のなかで組織化し、それぞれがもつ文化や制度的違いを受容しながら、企業競争力として利用しつつ企業の発展につなげていこうという手法・プロセスである。
- (9) たとえばアメリカのサンフランシスコにあるカストロ地区は、レズビアン／ゲイをはじめとする性的マイノリティが集住して生活する地区として知られているが、近年ではゲイの「富裕なイメージ」やこの地区の「治安のよさ」などのイメージが広まり、家賃が高騰する事態が起きている。そのため、若い同性愛者やアフリカ系のエスニック・マイノリティのゲイたちは住むことができず、この地区から離れざるをえない状況が生み出されているという事実もある。

- (10) ジェントリフィケーションとは、都心の貧困地区を都市開発などで刷新し、家賃などの価格高騰をもたらして貧困層が住めなくなり、その代わりに中流階層以上の人びとやアーティストなどが集まり、その地域が活性化することを意味する。性産業が集まる歓楽街なども、こうしたジェントリフィケーションによって、廃れたり消滅したりして、まったく新しい、性とは無関係な街として生まれ変わることもある。
- (11) 2011年にアメリカでレズビアンを公言している俳優が、交際相手の女性と飛行機の機内でキスをしたことにより、フライトアテンダントから搭乗拒否をされたという出来事があった。飛行機会社の搭乗拒否理由の説明では、「ファミリー指向のエアラインにはふさわしくない」ということだ。レズビ안의キスは、家族的な価値志向にそぐわず、また公共の場で表現するにはふさわしくないものとされるのである。異性愛者によるキスは、ある意味でファミリーの絆を深めるものとして、公的な場面でも承認されているにもかかわらず、同性愛者のキスは、私的なものとして公的な場面に出てきてはいけないものとしてみなされている例である。

### 参 考 文 献

- Badgett, M.V. Lee 1997 "Beyond Biased Samples: Challenging the Myths on the Economic Status of Lesbians and Gay Men," Gluckman, Amy and Ree, Betsy (eds.) *Homo Economics: Capitalism, Community, and Lesbian and Gay Life*. Routledge
- フーコー, ミシェル 2001 「生の様式としての友愛について」(増田一夫訳)『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ』筑摩書房 pp. 371-378
- Harvey, David 2005 *Spaces of Neoliberalization: Towards a Theory of Uneven Geographical Development*. Franz Steiner Verlag. (本橋哲也訳 2007 『ネオリベラリズムとは何か』青土社)
- 細田孝宏 2007 「巨大市場『LGBT』とは一年間 6 兆6000億円, 同性愛者の国内市場」『日経ビジネス』2月26日号 日経 BP 社 p. 14
- Phelan, Peggy 2001 *Unmarked: The Politics of Performance*. Routledge
- Phelan, Shane 2001 *Sexual Strangers; gays, lesbians and dilemmas of citizenship*. Temple University Press. 『東京新聞』2000年4月26日朝刊
- 山田龍雄・細田孝宏・篠原匡 2007 「LGBT 眠れる市場を掘り起こせ」『日経ビジネス』4月16日号 日経 BP 社 pp. 88-99
- Warner, Michel 1999 *The Trouble with Normal: Sex, Politics, and the Ethics of Queer Life*. Harvard University Press.
- Weeks, Jeffrey 1998 "The Sexual Citizen." *Theory, Culture and Society*, 15(3), pp. 35-53.

ウェブサイト

<http://www.ntv.co.jp/one-mans/program/index.html>

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/hokanko/12shishin.pdf>

## Summary

### Neo-liberalism and queer subject: its contradictions of visibility

Kazuya KAWAGUCHI

In this essay I will explore how the sexual minorities, above all gay men, make up their subject in neo-liberal social regime since 2000s in Japan, focusing on how the regime influences and transforms queer subject. The objective of this essay is to look at how the human-rights discourses for sexual minorities have emerged after 2000s and how sexual minorities have gained visibility mainly throughout media, and to show that these processes are related with the neo-liberal economic and social regime.